

国際日本文化研究センター機関拠点型基幹研究プロジェクト  
「国際日本研究」コンソーシアムのグローバルな新展開－「国際日本研究」の先導  
と開拓－ 外部評価委員会設置要項

令和5(2023)年7月20日 制定

(趣旨)

第1条 この要項は、機関拠点型基幹研究プロジェクト「国際日本研究」コンソーシアムのグローバルな新展開－「国際日本研究」の先導と開拓－(以下「プロジェクト」という。)の事業内容や成果について外部有識者による評価を受け、評価結果を今後の活動に反映することを目的として外部評価委員会を設置するために必要な事項を定めるものである。

(名称)

第2条 名称は、国際日本文化研究センター機関拠点型基幹研究プロジェクト外部評価委員会(以下「委員会」という。)とする。

(任務)

第3条 委員会は、国際日本文化研究センター所長(以下「所長」という。)の求めに応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) プロジェクトに係る年次点検・終了時評価に関すること。
- (2) その他プロジェクトの外部評価に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、外部の有識者6名以内で組織し、所長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 委員長の指名により、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 第3条に掲げる任務を遂行するため、委員長が必要と認めるときは、国際日本文化研究センター教職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことがで

きる。

(外部評価結果の公表)

第9条 所長は、年次点検・外部評価を受けた場合は、報告書として人間文化研究機構研究創発センター長に報告する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この要項は、令和5(2023)年7月20日から施行する。
- 2 この要項の施行日後最初の委員に係る任期は、第5条の規定にかかわらず、令和8(2026)年3月31日までとする。
- 3 この要項は、第3条に規定するプロジェクト終了時評価の実施後、第9条に規定する報告書の提出された日の属する年度の3月31日に、その効力を失う。